

学生の皆さんへ

論文・レポートを執筆する際に注意すべきこと

大学院地域文化研究科
大学院総合国際学研究所
外国語学部
言語文化学部
国際社会学部

論文・レポートを執筆する際には、必ず守らなければならないルールがあります。自ら考え、調査して得た結論を、正確な事実と情報に基づいて発信していくことで、そのレポートや論文の信頼性が担保され、学術的意義も高まります。ところが、他人の書いた文章や論文を、自分が考え調査したかのようにして記すと、故意でなかったとしても、その学術的意義が損なわれ、社会的にも道義的責任を追求されることになります。

そこで、本学の学生の皆さんには、レポートや論文を執筆する際のルールをきちんと身につけていただきたいと思い、注意すべきポイントをまとめましたので、十分配慮してください。

1. 誰もが共有していると思われる情報（例えば「ブルネイ・ダルサラーム国の首都はバンダルスリブガワンである」といった情報）を除き、引用・データ・アイディア・文・表現などの情報源を必ず明記しなければなりません。文献・資料については、著者名、書名もしくは論文名、出版社名もしくは掲載雑誌名、掲載頁、（必要に応じて行）を必ず明記すること。

＜書誌情報の記載方法は文化や分野により異なります。具体的には授業・ゼミ担当教員の指示に従ってください。書誌情報一般については、本学図書館のサイトを参照してください。

<http://www.tufs.ac.jp/library/guide/literacy/2005/2-6-6.htm>＞

Web上の情報であれば、URL及び参照した年月日を明記すること。ただし、そのWeb上の情報に出典・情報源などの学術的根拠が明示されていない場合は、その情報自体が学術的価値を欠いているものですから、参照すべきではありません。

2. 他人の意見・見解、あるいはデータを引用する際には、出典を明示した上で忠実に引用し、勝手に変更を加えてはいけません。出典を明示せずに、自分の考えのように記すことは剽窃行為であり、ルール違反です。また、外国語のテキストから自分で翻訳して引用する場合も、自分が翻訳したことを必ず明示し、必要に応じて原文も併せて引用することが望まれます。引用部分の提示の仕方については、ゼミ教員などの指示に従ってください。

以上のようなルールを逸脱すると、剽窃・盗用・改竄などの不正行為と見なされ、本学の学則・規程に徴して処罰の対象となりますので十分注意してください。